

「福岡の避密の旅」観光キャンペーンの利用期間の延長等について

本県では、「福岡コロナ警報」、その後の「緊急事態措置」等を受け、8月1日から10月14日まで「福岡の避密の旅」観光キャンペーンの宿泊助成や旅行助成等の利用を停止しております。

今般、利用者の利便性の向上と観光事業者に対する継続的な支援の観点から、キャンペーンの利用期間を延長します。

また、「福岡コロナ警報」が解除され次第、速やかに、キャンペーンを再開します。キャンペーン再開後の利用期間中に、是非、ご利用ください。

1 利用期間の延長について（対象：「福岡の避密の旅」（第1弾、第2弾、第3弾） 宿泊助成や旅行助成等の利用期間を下記のとおり延長します

（現行）令和3年12月31日（金）まで

（延長後）令和4年 2月14日（月）まで

※宿泊の場合は、令和4年2月15日（火）チェックアウトまでが対象です。

2 既販売分のコンビニ宿泊券等の払戻について

利用停止期間が長期化したこと、また、夏休み等の長期休暇中に重なったことを踏まえ、購入者の申し出に応じ、既販売分のコンビニ宿泊券や前売り宿泊券・旅行券の払戻を行います。

詳細は、後日、「福岡の避密の旅」観光キャンペーン特設サイトでお知らせします。

払戻対象

- ・「福岡の避密の旅」（第1弾） コンビニ宿泊券（令和2年11月販売分）

※券面の利用期間が「2020年11月5日（木）～2021年3月1日（月）チェックアウトまで」
となっているもの。

- ・「福岡の避密の旅」（第2弾） 前売り宿泊券・前売り旅行券

- ・「福岡の避密の旅」（第3弾） コンビニ宿泊券（令和3年7月販売分）

※券面の利用期間が「2021年7月26日（月）～2022年1月1日（土）チェックアウトまで」
となっているもの。

(参考) 利用期間を延長する対象キャンペーンについて

①「福岡の避密の旅」(第1弾) 観光キャンペーン ※販売終了

コンビニエンスストアにおいて県内の登録宿泊施設で使える割引宿泊券を発行

※利用期間は令和4年2月15日(火)チェックアウトまで

②「福岡の避密の旅」(第2弾) 県民向け前売り宿泊券・旅行券 ※販売終了

購入時に指定した県内の宿泊施設、旅行会社の支払いで利用できる前売り宿泊券・旅行券を販売

※利用期間は令和4年2月14日(月)まで

(宿泊は令和4年2月15日(火)チェックアウトまで)

③「福岡の避密の旅」(第3弾) 県民向け観光キャンペーン

(宿泊、旅行助成)

・県内のコンビニエンスストアにおいて県内の登録宿泊施設で使える割引宿泊券を発行

・宿泊予約サイトにおいて、県内の宿泊施設で使える割引電子クーポンを発行

・県内の登録旅行会社において県内旅行商品を割引価格で販売

※販売・予約期間は令和4年2月14日(月)まで

※利用期間は令和4年2月14日(月)まで

(宿泊は令和4年2月15日(火)チェックアウトまで)

※併せて、第2弾、第3弾は助成額に応じ地域クーポン券を発行

(レンタカー、タクシー助成)

「福岡の避密の旅」観光キャンペーンを利用して宿泊した場合や、登録された観光施設等を2か所以上巡る場合、レンタカー代やタクシー代を助成

※利用期間は令和4年2月14日(月)まで

(宿泊は令和4年2月15日(火)まで)

※「福岡の避密の旅」観光キャンペーン公式サイト

<https://fukuoka-himitsu-travel.jp/>

